

平成26年度熊野町職員採用試験

【職種、採用予定数、受験資格】

職 種	採用予定数	受験資格
一般事務職	6人程度	昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 ※福祉系資格（社会福祉士、社会福祉主事、主任介護支援専門員など）や栄養士・図書館司書など各種資格がある人（平成27年3月末までに取得見込みの人も含む）も一般事務職として募集します。
保健師	1人程度	昭和60年4月2日以降に生まれた人で保健師免許のある人（平成27年3月末までに取得見込みの人も含む）

▽一次試験
時 9月21日(日)
所 広島工業大学専門学校
(広島市西区福島町二丁目1-1)

▽実施方法
広島県町村会に委託して
教養試験および作文試験を
実施します。

▽受験案内
総務課で7月1日(火)から
配布します。

※郵送で請求する場合
郵送希望者は、請求用
の封筒の表に「受験案内
請求」と朱書きし、120円
切手を貼った返信用封筒
(A4判封筒に郵便番号、
住所、氏名を記入)を同
封の上、次のあて先まで
郵送してください。

※あて先
〒731-4292安芸郡熊
野町中溝一丁目1番1号
熊野町総務部総務課

▽申込書の提出
申込書に所要事項を記入
し、総務課へ提出してくだ
さい。

▽申込書の受付期間
7月1日(火)～8月15日(金)
午前8時半～午後5時15分
(土・日曜日および祝日を
除く)



詳しくは町ホームページ
をご覧ください。
HP <http://www.town.kumano-hiroshima.jp>



問 総務課 ☎ 820・5601

国民健康保険税の納税 通知書をお送りします

平成26年度国民健康保険
税の納税通知書を7月中旬
世帯主(納税義務者)あて
に送付します。

▽平成26年度改正点 【課税限度額が変更】

後期高齢者支援金分は14
万円から16万円に、介護保
険分は12万円から14万円に
保険税の限度額が変更にな
ります。

【軽減措置の対象が拡大】

所得が少ない世帯には、
世帯の所得や人数に応じて
均等割額および平等割額の
軽減措置がありますが、軽
減判定基準の変更により、
軽減対象者が拡大されます。
該当する世帯は納税通知
書に記載されます。なお、
所得の申告(確定申告や町
県民税などの申告)をして
いないなど、所得が不明の
場合は、所得が一定基準よ
り少ない世帯であっても軽
減措置が受けられません。

▽非自発的失業者などの軽
減・減免についての相談
倒産・解雇・雇止めなど
自己都合ではない理由によ
る失業者(雇用保険の特定
受給資格者および特定理由
資格者)などの軽減や減免
などについては税務課まで
ご相談ください。

平成26年度 国民健康保険税 税率表

区 分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	4.85%	1.36%	1.29%
資産割	9.00%	2.00%	3.30%
被保険者均等割 (加入者1人につき)	28,500円	7,800円	9,800円
世帯別平等割 (1世帯につき)	22,500円	6,100円	5,200円
課税限度額 (1世帯あたり)	510,000円	(※)160,000円	(※)140,000円

(※)平成26年度改正

問 税務課 ☎ 820・5603

保険年金

国民健康保険高齢 受給者証について

70歳になると、病院の窓
口で支払う自己負担額が
「高齢受給者証」の提示に
より変わります。

対象となる期間は70歳の
誕生日の翌月(1日が誕生
日の人はその月)から75歳
になるまでです。

また、既に70歳となられ
た人に現在発行している
「高齢受給者証」の有効期
限は7月31日です。

新しい受給者証は、平成
25年中の収入などをもとに
一部負担金の割合を再判定
し、7月末までに郵送でお
届けします。

8月になっても新しい受
給者証が届かない場合は、
住民課までご連絡ください。
問 住民課 ☎ 820・5604



8月1日から後期高齢者 医療被保険者証(保険証) が新しくなります

後期高齢者医療の被保険
者に新しい保険証(紫色)
を交付します。

8月1日以降に病院に行
くときには、必ず新しい保
険証をご提示ください。

なお、保険証は7月末ま
でに、広島県後期高齢者医
療広域連合から郵送でお届
けします。8月になっても
保険証がお手元に届かない
場合は、住民課までご連絡
ください。

問 住民課 ☎ 820・5604

国民健康保険・後期高齢 者医療保険「限度額適用 認定証」(更新)について

医療機関窓口(入院・外
来)での支払いは、「限度
額適用認定証」を提示すれ
ば、決められた自己負担額
までとなります。

現在発行している「限度
額適用認定証」の有効期限
は7月31日です。既に証を
持っている人には7月中旬
に申請書を郵送でお届けし
ますので、引き続き交付を
希望される人は再度申請し
てください。また、新たに
希望される人は、住民課で
申請してください。

なお、後期高齢者医療保
険で「限度額適用認定証」
をお持ちの人は、自動更新
となりますので、手続きは
不要です。

問 住民課 ☎ 820・5604

国民年金で免除された 保険料の追納について

老齢・障害・遺族の各基
礎年金の受給に際しては、
国民年金保険料の免除を受
けた期間も保険料を全額納
めた期間に含めて受給資格
期間が算定されます。

ただし、老齢基礎年金の
年金額では、保険料を全額
納めたときの一に対して、
全額免除期間は2分の1、
4分の3免除期間は8分の
5、半額免除期間は8分の
6、4分の1免除期間は8
分の7で計算されます。

※平成21年3月以前に免除
された期間は、全額免除
で3分の1、4分の3免
除で2分の1、半額免除
で3分の2、4分の1免
除で6分の5で計算され
ることになります。

また、学生納付特例と若
年者納付猶予によって全
額免除・猶予された期間
は、老齢基礎年金の年金額
には反映されない空白期間

になってしまっていますが、こ
れらの免除期間については、
後でゆとりができたときに、
10年以内であれば保険料を
追納して満額の老齢基礎年
金に近づけることができます。

ただし、免除などの承認
を受けた期間の翌年度から
起算して3年度目以降に保
険料を追納すると、承認を
受けた当時の保険料額に経
過期間に応じた加算額が上
乗せされますので、お早め
の追納をお勧めします。な
お保険料の追納には納付書
が必要となるため、広島南
年金事務所にお問合せくだ
さい。

問 広島南年金事務所 ☎ 253・
7710、問 住民課 ☎ 820・
5604

